平成３０年（フ）第１２号
宮崎市佐土原町下田島210番地
破産者　大塚　昌也
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６５号
青森市安方２丁目17番７号
破産者　株式会社夢現
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１６号
青森市本町１丁目１番40号
破産者　有限会社シャトーグルメ
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
福島県岩瀬郡鏡石町小栗山169番地１
破産者　東日本ウッド株式会社
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１１３３号
東京都青梅市千ヶ瀬町１丁目44番地の５市営千ケ瀬第１住宅206号
破産者　宇佐美利夫
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１３４号
東京都青梅市千ヶ瀬町２丁目262番地の１柚木ハイツ203
破産者　宇佐美　徹
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１７２号
東京都西東京市芝久保町５丁目12番22号コスモ芝久保203号
破産者　田中　　豊
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１７９号
東京都八王子市久保山町２丁目40番地８
破産者　株式会社アーヴァンコンセプト
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３２４号
東京都福生市南田園３丁目３番地福生団地17―502
破産者　大塚　裕樹
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２４８９号
横浜市磯子区丸山２丁目26番21号
破産者　有限会社竹内商店
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５９４号
横浜市港北区樽町１丁目19番６号
破産者　峯成工業株式会社
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３３号
横浜市中区本町１－３綜通横浜ビル10階
破産者　株式会社ルネッサソリューションズ
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３２８号
横浜市緑区いぶき野８－１－404、商業登記簿上の本店所在地東京都町田市つくし野４丁目34番地６号
破産者　株式会社ＭＡＣＬＥ
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６３号
川崎市多摩区宿河原６丁目23番10号
破産者　株式会社東名クリーニング
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
三重県伊勢市馬瀬町423番地８
破産者　近藤　美妙
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第９８号
三重県志摩市大王町船越259番地、商業登記記録上の本店所在地愛知県豊明市新田町大割38番地
破産者　コンドウ電気株式会社
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第９９号
三重県伊勢市馬瀬町423番地８
破産者　近藤　隆次
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
福岡県宮若市上大隈691番地の２
破産者　有限会社矢野工業
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

免責許可決定

平成３０年（フ）第５２号
相模原市中央区上溝2421番地１　上溝神明団地１―502
破産者　保尊　靖明
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２号
茨城県鹿嶋市大字宮津台4712番地32（ミストラルＤ201）
破産者　髙野奈緒子
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第１５号
栃木県小山市城北２丁目17番地５　コーポトレゾア205号
破産者　篠﨑　裕史
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部